令和６年度 ふるさと企業応援補助金

【公募要領】

（募集期間）

受付開始： 令和6年5月27日（月）

受付締切： 令和6年6月21日（金）17:30まで

　（募集内容）

町内事業者(注１)が、有田商工会議所の助言等を受けて事業計画を作成し、

その計画に沿って取組む「持続的発展に資する事業」の費用の一部を２０万円を

上限に補助します。(注２)

（申請書類一式の提出先・問い合わせ先）

有田商工会議所内 ふるさと企業応援補助金 事務局

〒８４４－００１８ 佐賀県西松浦郡有田町本町丙９５４－９

TEL　０９５５－４２－４１１１

◇申請書類一式は、有田商工会議所までご持参ください。

封筒の表紙には、「補助金公募に係る応募書類在中」とお書きください。

◇問い合わせの対応時間は、9:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日、年末年始

除く）となります。

◇申請に際しては、必須提出書類等（特に CD-R 等の電子媒体）の送付漏れが

ないよう十分ご注意ください。

◇公募要領は、有田商工会議所ホームページからダウンロードできます。

（注１）有田商工会議所会員のみ応募可能です。

（注２）補助対象経費３０万円以上の場合、その２／３の２０万円を補助しま

す。同様に、補助対象経費２４万円の支出の場合は、その２／３の１６ 万

円が補助金額となります。また、補助対象経費９０万円の支出の場合には、

その２／３は６０万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である

２０万円となります。※消費税抜きの額が対象となります。

※補助金の採否については事業の有効性などの観点から審査します。

[（URL）http://www.marugotoarita.jp/](http://www.marugotoarita.jp/)

令和　6年　5月

有田商工会議所

### Ⅰ．本事業について

１．事業の目的

　　　　コロナ感染症などに起因する需要の変化、経営環境の変化に対応した持続的経営に向けた取り組みを支援し、地域の原動力となる中小企業者の活性化を図ります。

２．補助対象者

### 補助対象者の範囲は以下のとおりです。

### （１）有田商工会議所の会員であること。

### （２）過年度会費の滞納がないこと

（３）下記に掲げる「ふるさと企業応援補助金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること。

①法人等（個人または法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき

③役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき

④役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

※本事業への申請に際して、「ふるさと企業応援補助金の交付を受ける者として不適当な者」に該当しないことを申請書の提出時に誓約いただくことを必須とします。

３．補助率等

　　　補助率　　　 3分の2

　　　補助上限　20万円(税抜)

４．補助対象事業

### 「持続的発展に資する事業」

### ①販路開拓に関する事業

### ②ものづくりに関する事業

### ③後継者・人材育成に関する事業

### ④その他、事務局が適当と認める事業

５．補助対象経費

### ①機械装置等費　②広報費　③展示会等出展費　④旅費　⑤開発費　⑥資料購入費

### ⑦雑役務費　⑧借料　⑨専門家謝金　⑩専門家旅費　⑪車両購入費　⑫委託費

### ⑬外注費　⑭IT導入費

６．補助事業実施期間

### 令和6年7月1日～令和7年6月30日

### ※申請時に記載した事業完了日から1か月以内に実績報告書を提出する事。

７．採択審査

①採択審査方法

補助金の採択審査は、提出資料について内部審査を行います。

採択審査は非公開で提出資料（電子データ含む）により行います（提案内容に関するヒアリングは実施しません。）ので、不備のないよう十分ご注意ください。

②結果の通知

応募事業者全員に対して、メールもしくはFAXにて採択、不採択の結果を通

知します。

採択案件については、補助事業者名、代表者名、補助事業名、事業概要、住

所、業種、法人番号（法人の場合）および補助金交付申請額を公表すること

があります。

※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

③その他

・同一事業者が同一内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業等と併願してい

る場合には、不合理な重複および過度な集中を排除するため、重複して採択いた

しませんのでご留意ください。

・採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場

合があります。

## Ⅱ．「重要事項」についてのご説明

本補助金に係る重要事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認の上、

ご理解いただいての申請をお願いいたします。

１．本補助事業に関して、虚偽の内容があれば、処分を受ける可能性があります。

申請書類の作成・提出に際しては、申請書類の「様式１」において、「申請書類の

記載内容は真正である」旨を誓約いただきますので、事実と異なる記載内容での申請と

ならないよう、十分にご確認ください。また、法令に違反していることが明らかな場

合、採択取消等の処分を受ける可能性があります。

２．「補助金交付決定通知書」の受領後でないと補助対象となる経費支出等はできません。

審査の結果、採択が決定されると、補助金事務局から採択者に対し、「採択通知書」が送付され、その後、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が送付されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となります。

「採択通知書」が届いても、「補助金交付決定通知書」到着前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となってしまうことにご注意ください。

３．補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

補助事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容または経費の配分を変更希望する場合（には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ（発注・契約前に）、所定の「変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません（内容によっては、変更が認められない場合もあります）。

４．補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。

補助金交付決定後、採択を受けた事業者に補助事業の実施を開始していただきます。

補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書および支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに補助金事務局に提出しなければなりません。

もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が補助金事務局で確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

５．実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当 該支出を除いて補助対象経費を算出するよう補助金事務局から連絡を受けます。

６．所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

単価５０万円（税抜き）以上の機械装置等、自動車等車両の購入や、店舗改装による不動産の効用増加等は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず有田商工会議所へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。有田商工会議所は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要綱違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

７．補助事業関係書類は事業終了後５年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日の属

する年度の終了後５年間有田商工会議所からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供

せるよう保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受け

た者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、補助金の返還命

令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

８．他の補助制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国や県が助成する他の制度（補助金、委託費等） と重複する事

業は補助対象事業となりません。

９．個人情報の使用目的

有田商工会議所に提供いただいた個人情報は、以下の目的の為、使用します。

①補助金事業の適正な執行のために必要な連絡

②経営活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査含む）

③その他補助金事業の遂行に必要な活動

10．アンケート調査について

本補助金の採択事業者等に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把

握するためのアンケート調査を実施することがありますので、その際にはご協力をお願

いいたします。なお、アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個

人を特定できない形で公表する可能性があります。

11．事業終了後3年間の事業報告について

事業終了後3年間は事業経過報告書（様式10）の提出が義務付けられます。また、その際

　　　に決算書も併せて提出していただくこととなります。

12．その他

申請・補助事業者は、本公募要領、交付要綱やウェブサイト等の案内に記載のない細部

については、補助金事務局からの指示に従うものとします。

### Ⅲ．応募時提出資料

（ご自身での確認のため、用意できた提出物の□に☑（チェック）を付けましょう。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 提出物 | 必要部数 | 備考 |
| 応募者全員 | □①ふるさと企業応援補助金事業に係る申請書（様式１）【必須】 | 原本１部 |  |
| □②経営計画書  （様式２）【必須】 | 原本１部 |  |
| □③補助事業計画書  （様式３）【必須】 | 原本１部 |  |
| □④補助金交付申請書  （様式４）【必須】 | 原本１部 | * 審査の結果、採択となった者の   申請書のみ正式受領します。 |
| □⑤補助対象経費に関する確認書類 | 写し１部 | * 補助対象経費の積算根拠を確認する為、以下のいずれかの書類を添付してください。   〇見積りや価格表  〇問い合わせ等で確認し、経費計上した場合は、確認した旨が分かる書類。（理由書等の任意の書類） |
| □⑥下記申請書が入った電子  媒体(CD-R・USBメモリ等)  もしくはメールでの提出  　　【必須】  □申請書（様式１）  □経営計画書（様式２）  □補助事業計画書（様式３）  □交付申請書（様式４） | １つ | * 電子データは押印前のもので構いません。 * 電子データは、様式ごとにファ イルを分けて、例えば、   ①（株）○○の様式１  ②（株）○○の様式２  ③（株）○○の様式３  ④（株）○○の様式４  のように、それぞれ名前を付けて保存してください。 |
| 法人の場合 | □⑦貸借対照表および損益計算書（直近１期分）  【必須】 | 写し１部 | ◇決算期を一度も迎えていない場合は、登記簿謄本の写し、もしくは履歴事項証明書を提出してください。 |
| 個人事業主の場合 | □⑧直近の確定申告書  第一表、第二表、  所得税青色申告決算書（税務署受付印のあるもの）  または開業届（税務署受付印のあるもの）  【必須】 | 写し１部 | ◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業していることがわかる開業届などを提出してください。   * 開業してから決算期を１回以上迎えている場合には、所得額に関わらず確定申告書を提出してください。 |

※用紙サイズはＡ４で統一し、左上１か所でクリップ止め（ホチキス止めは不可）してください。

※提出書類等の作成・送付に係る費用は補助対象外であり、応募者の方にご負担いただきます。申請書類等の返却はしません。

※必須提出書類の提出がない場合は失格とします。